

平成27年 7月 7日

羽幌町長 駒井 久晃 様

(町 民 課)

羽幌町情報公開・個人情報保護審査会

会長 後 藤 英 文

北留萌消防組合への個人情報の提供について（答申）

平成27年6月11日付け羽町号にて羽幌町個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき諮問されたこのことについて、下記のとおり答申する。

記

1 提供する個人情報の内容

- (1) 住民基本台帳情報：世帯主名、住所
- (2) 高齢者（65歳以上）の世帯情報
 - ① 単身世帯：氏名、住所、年齢、生年月日
 - ② 高齢者のみ世帯：世帯構成員の氏名、住所、年齢、生年月日
- (3) 公営住宅入居者情報：入居名義人の氏名が記載されている管理地図等の情報

2 審査会の意見

北留萌消防組合における簡易司令台位置情報表示システムの基本データ作成等のための個人情報の提供については、住民の生命、身体又は財産等の安全を守ることに寄与し、公益性があると認められ、当審査会としては妥当であると判断する。

ただし、次のとおり附帯意見を附する。

- (1) データの授受に係る申合せ事項を遵守し、個人情報の取扱いには、慎重かつ適切なものとなるよう努めること。
- (2) 個人情報のデータの授受・運搬の際は、複数人で行い紛失防止等の対策に万全を期すること。
- (3) 本答申において、個人情報の提供が公表されることに伴い、特殊詐欺などの不正利用に留意し、十分な啓発活動を行うこと。

3 審査会の判断理由

北留萌消防組合では、消防力の充実・強化を図るため、平成27年度において、119番通報とともに、通報者の位置情報等が地図上に表示されるシステムを稼働する予定である。

各通信事業者から提供される各種の情報は、正確な入力データとの照合により、初めての的確な位置を示すことが可能であり、同システムの検索機能を使用して氏名住所等から災害発生箇所を特定することが可能となる。

また、高齢者世帯および要介護者が在住する世帯においては、住宅の防火査察を行うことにより、出火の絶無と死傷者の発生を未然に防止するとともに、その査察から得た情報を当該システムに反映する予定である。

これらのことから、当該個人情報の提供によって、消防業務における迅速な出動体制が整備され、救急・災害時における被害の軽減および救命率の向上に資するため、北留萌消防組合への個人情報の提供は公益上必要なものとして判断する。

平成27年 7月 7日

羽幌町長 駒井 久晃 様

(健康支援課)

羽幌町情報公開・個人情報保護審査会

会長 後 藤 英 文

北留萌消防組合への個人情報の提供について (答申)

平成27年6月15日付け羽健介号にて羽幌町個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき諮問されたこのことについて、下記のとおり答申する。

記

1 提供する個人情報の内容

要介護認定3以上で施設入所者を除く被保険者に係る情報

・氏名、住所、年齢、生年月日、要介護度

2 審査会の意見

北留萌消防組合における簡易司令台位置情報表示システムの基本データ作成等のための個人情報の提供については、住民の生命、身体又は財産等の安全を守ること
に寄与し、公益性があると認められ、当審査会としては妥当であると判断する。

ただし、次のとおり附帯意見を附する。

- (1) データの授受に係る申合せ事項を遵守し、個人情報の取扱いには、慎重かつ適切なものとなるよう努めること。
- (2) 個人情報のデータの授受・運搬の際は、複数人で行い紛失防止等の対策に万全を期すること。
- (3) 本答申において、個人情報の提供が公表されることに伴い、特殊詐欺などの不正利用に留意し、十分な啓発活動を行うこと。

3 審査会の判断理由

北留萌消防組合では、消防力の充実・強化を図るため、平成27年度において、119番通報とともに、通報者の位置情報等が地図上に表示されるシステムを稼働

する予定である。

各通信事業者から提供される各種の情報は、正確な入力データとの照合により、初めての的確な位置を示すことが可能であり、同システムの検索機能を使用して氏名住所等から災害発生箇所を特定することが可能となる。

また、高齢者世帯および要介護者が在住する世帯においては、住宅の防火査察を行うことにより、出火の絶無と死傷者の発生を未然に防止するとともに、その査察から得た情報を当該システムに反映する予定である。

これらのことから、当該個人情報の提供によって、消防業務における迅速な出動体制が整備され、救急・災害時における被害の軽減および救命率の向上に資するため、北留萌消防組合への個人情報の提供は公益上必要なものとして判断する。

平成27年 7月 7日

羽幌町長 駒井 久晃 様

(建設水道課)

羽幌町情報公開・個人情報保護審査会

会長 後 藤 英 文

北留萌消防組合への個人情報の提供について (答申)

平成27年6月10日付け羽建水号にて羽幌町個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき諮問されたこのことについて、下記のとおり答申する。

記

1 提供する個人情報の内容

水道基本情報

・契約者氏名、住所、電話番号

2 審査会の意見

北留萌消防組合における簡易司令台位置情報表示システムの基本データ作成等のための個人情報の提供については、住民の生命、身体又は財産等の安全を守ること
に寄与し、公益性があると認められ、当審査会としては妥当であると判断する。

ただし、次のとおり附帯意見を附する。

- (1) データの授受に係る申合せ事項を遵守し、個人情報の取扱いには、慎重かつ適切なものとなるよう努めること。
- (2) 個人情報のデータの授受・運搬の際は、複数人で行い紛失防止等の対策に万全を期すること。
- (3) 本答申において、個人情報の提供が公表されることに伴い、特殊詐欺などの不正利用に留意し、十分な啓発活動を行うこと。

3 審査会の判断理由

北留萌消防組合では、消防力の充実・強化を図るため、平成27年度において、119番通報とともに、通報者の位置情報等が地図上に表示されるシステムを稼働

する予定である。

各通信事業者から提供される各種の情報は、正確な入力データとの照合により、初めての的確な位置を示すことが可能であり、同システムの検索機能を使用して氏名住所等から災害発生箇所を特定することが可能となる。

また、高齢者世帯および要介護者が在住する世帯においては、住宅の防火査察を行うことにより、出火の絶無と死傷者の発生を未然に防止するとともに、その査察から得た情報を当該システムに反映する予定である。

これらのことから、当該個人情報の提供によって、消防業務における迅速な出動体制が整備され、救急・災害時における被害の軽減および救命率の向上に資するため、北留萌消防組合への個人情報の提供は公益上必要なものとして判断する。

平成27年 7月 7日

羽幌町教育委員会教育長 山口 芳徳 様
(学校管理課)

羽幌町情報公開・個人情報保護審査会
会長 後 藤 英 文

北留萌消防組合への個人情報の提供について (答申)

平成27年6月12日付け羽教総号にて羽幌町個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき諮問されたこのことについて、下記のとおり答申する。

記

1 提供する個人情報の内容

教職員住宅入居者情報 (管理地図等)

2 審査会の意見

北留萌消防組合における簡易司令台位置情報表示システムの基本データ作成等のための個人情報の提供については、住民の生命、身体又は財産等の安全を守ること
に寄与し、公益性があると認められ、当審査会としては妥当であると判断する。

ただし、次のとおり附帯意見を附する。

- (1) データの授受に係る申合せ事項を遵守し、個人情報の取扱いには、慎重かつ適切なものとなるよう努めること。
- (2) 個人情報のデータの授受・運搬の際は、複数人で行い紛失防止等の対策に万全を期すること。
- (3) 本答申において、個人情報の提供が公表されることに伴い、特殊詐欺などの不正利用に留意し、十分な啓発活動を行うこと。

3 審査会の判断理由

北留萌消防組合では、消防力の充実・強化を図るため、平成27年度において、119番通報とともに、通報者の位置情報等が地図上に表示されるシステムを稼働する予定である。

各通信事業者から提供される各種の情報は、正確な入力データとの照合により、初めての確な位置を示すことが可能であり、同システムの検索機能を使用して氏名住所等から災害発生箇所を特定することが可能となる。

また、高齢者世帯および要介護者が在住する世帯においては、住宅の防火査察を行うことにより、出火の絶無と死傷者の発生を未然に防止するとともに、その査察から得た情報を当該システムに反映する予定である。

これらのことから、当該個人情報の提供によって、消防業務における迅速な出動体制が整備され、救急・災害時における被害の軽減および救命率の向上に資するため、北留萌消防組合への個人情報の提供は公益上必要なものとして判断する。